

一般社団法人日本肝臓学会個人情報保護に関する内規

平成 25 年 6 月 5 日制定

第1条 この内規は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項に規定する「個人情報取扱事業者」として一般社団法人日本肝臓学会（以下「当学会」という。）に所属する正会員、名誉会員、賛助会員（以下「会員等」という。）の個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報を取り扱う上での遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条 この内規において「個人情報」とは、会員等からの申し出に基づく次の各項とする。

- ① 会員番号、専門医番号などの個人を識別できる番号
 - ② 氏 名
 - ③ 性 別
 - ④ 生年月日及び年齢
 - ⑤ 理事、監事、評議員、一般会員等の会員区分
 - ⑥ 入会年月日
 - ⑦ 会員としての所属地区
 - ⑧ 専門分野
 - ⑨ 会費入金情報
 - ⑩ 勤務先の名称
 - ⑪ 勤務先の所属、職責
 - ⑫ 勤務先の住所、電話及び FAX の番号
 - ⑬ 自宅の住所、電話及び FAX の番号
 - ⑭ メールアドレス
- 2 当学会が一般社団法人日本肝臓学会定款（以下「定款」という。）第4条に定める目的を遂行する上で収集した会員等の個人に関する情報については、前項の規定にかかわらず「個人情報」として取り扱う。

第3条 当学会は、会員等の個人情報について漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために会員情報管理者及び補助者を置く。

- 2 会員情報管理者及び補助者には、理事長及び事務局長を充てる。

第4条 当学会は、会員等の個人情報について定款第5条に定める当学会の事業にのみ利用するものとし、これ以外の目的には利用しない。

第5条 当学会は、入会時及び会員として所属した後に会員等の個人情報を取得した場合は、当該会員に利用目的を通知する。

- 2 当学会は、学会誌、ホームページなどで広報するとともに業務を遂行する上で会員の個人情報について正確な情報を取得するよう努めるものとする。
- 3 当学会は、会員等から、当該本人に関する保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除を求められた場合には、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を行うものとする。

第6条 会員情報管理者は、個人情報を取り扱わせる職員及び会員に対して、当該個人情報の安全管理を図るよう必要かつ適切に監督するものとする。

第7条 会員情報管理者は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合、委託者と覚書を交わして、委託する個人情報の安全管理を図ることとする。

第8条 会員情報管理者は、法の定める場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、社会に対して情報公開を目的とする理事長・理事・監事・幹事の氏名、専門医氏名及び施設名、会員氏名については、公表するものとする。

第9条 会員情報管理者は、保有する個人情報について、本人から当該本人が識別できる保有個人情報の利用目的の通知、開示を求められたときは、本人に対して遅滞なく通知する。

第10条 この内規に定めるもののほか、個人情報の保護に関して必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附 則

この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

注 平成 17 年 4 月 1 日に施行された『個人情報の保護に関する法律(以下「法」という)』第 2 条第 3 項では、個人情報データベース等を事業の用に供している者を「個人情報取扱事業者」と規定し、社団法人日本肝臓学会も「個人情報取扱事業者」とされている。

「個人情報取扱事業者」に対しては、法の諸規定を遵守する義務があり、これを遵守するため、平成 17 年 10 月 4 日の社団法人日本肝臓学会理事会において制定し、平成 17 年 4 月 1 日から施行した。

会員氏名等の公開に関する覚書

平成 17 年 10 月 4 日の第 2 回定例理事会で承認された『日本肝臓学会個人情報保護に関する内規』（以下「内規」という。）に基づき会員氏名、勤務先等を公開する場合は、以下のとおり運用する。

1. 会員情報管理者（以下「管理者」という。）は、理事若干名を指名し、会員情報管理審査会（以下「審査会」という。）を組織する。
審査会の任期は、管理者の在任期間とする。
2. 総会・大会等の学術集会、講演会以外の学会主催の活動で名誉会員・理事長・理事・監事・幹事の氏名、専門医氏名及び施設名、会員氏名を公開する場合は、管理者が審査会で協議し決定する。
3. 内規第 8 条に定めたとおり、名誉会員・理事長・理事・監事・幹事の氏名、専門医氏名及び施設名は、社団法人日本肝臓学会（以下「当学会」という。）のホームページに掲載する。
4. 役員・評議員名簿（以下「名簿」という。）については、次のとおり取り扱う。
 - ① 名簿に掲載する個人情報は、「氏名（振り仮名、ローマ字表記も含む）」、「会員番号」、「専門医番号」、「指導医番号」、「勤務先（住所、電話番号、FAX 番号、E-mail）」、「出身大学名」、「専門領域」とする。
 - ② 名簿を作成するにあたっては、掲載対象者に掲載の承諾を得るものとする。
 - ③ 名簿の配布先は、原則として掲載されているすべての役員・評議員とするが、円滑な学会活動を進めるため、次の団体にも配布する。
東部会・西部会事務局、財団法人ウイルス肝炎研究財団事務局、DDW-Japan 事務局、財団法人消化器病学会事務局、賛助会員。
5. 名誉会員・理事長・理事・監事・幹事・評議員等の住所ラベルは、当学会主催の活動についてのみ配布する。
6. 総会・大会・地方会等の会長、シングルトピックカンファレンスの組織委員長は、学術集会の運営会社と契約する場合、必ず個人情報保護に関する覚書を交わし、学会員等の個人情報の流出に配慮すること。
7. 当学会の会員が出版社等から著作等を依頼され、会員名簿に掲載されている情報及び専門医氏名及び施設名等を公開しようとする場合は、管理者に『個人情報公開申請書』を提出する。
管理者は、審査会で審議し、公開にかかわる諾否を決定し、通知する。
8. 企業等営利団体を含む他の団体の申し出については、次のとおり取り扱う。
 - ① 学会ホームページアドレスの記述や公開の申し出があった場合は、『個人情報公開申請書』を提出させ、管理者が公開の可否を決定する。
 - ② 名誉会員・理事長・会員氏名の公開について申請があった場合は、『個人情報公開申請書』を提出させる。管理者は、審査会で審議し、公開にかかわる諾否を決定し、通知する。
9. この覚書で定めていない公開に関する事例が発生した場合、管理者は審査会で審議し、決定する。

注 平成 18 年 3 月 30 日に制定した覚書を継続して制定した。

受付年月日	平成 年 月 日	会員情報管理者	会員情報管理補助者	担当者
決定年月日	平成 年 月 日			
回答年月日	平成 年 月 日			

個人情報公開申請書

平成 年 月 日

一般社団法人日本肝臓学会
会員情報管理者 殿

情報公開申請者 ⑩
申請者所属
電 話
E-mail

下記のとおり、個人情報の公開を許可願います。なお、今回、申請する事項については、申請目的以外には使用しないことをお約束します。

記

1. 公開内容

- 1 肝臓学会ホームページアドレスの引用
- 2 専門医の氏名及び勤務先の公開
- 3 その他 (具体的に記入願います。)

2. 公開の理由 (具体的に記入願います。)